

原本 (日本文)

日本の永住を決意されたものは、次のどれかあり
ますか、該当するもの全部の○をつけて下さい。

1. 自分は日本人だから日本で生活したい
2. 文母等の親を探したい。
3. 一生けんめい働いてもう一度人生をやり直したい。
4. 子供の教育のため
5. 日本の高度の文明社会の中で生活したい。
6. 自由主義の中で生活したい
7. 中国での生活に不安を感じたい
(文革時代の苦闘を二度と味わいたくない等)
8. 日本に行くと何んとか楽になると思いたい
(日本政府が生活を保護してくれる等)
9. その他(具体的に書いて下さい)

你们决定在日本定居，下述一些想法中，如果有和自己符合的，就请在该项目上划○。

1. 因为自己是日本人，所以想回到日本生活。
2. 想找自己的亲生父母。
3. 想要努力工作，从新开始过新的生活。
4. 为了子女的教育。
5. 想在高度文明的日本社会生活。
6. 想在自由主义的国家里生活。
7. 感到在中国生活不稳定。
(不想再受“文革”时代那样的第二次苦)
8. 心想到了日本以后，不管怎么样也能活下去。
(有日本政府给予的生活保护)
9. 其他 (要具体写一下)

你们决定在日本定居, 下述一些想法和自己符合的, 请在该项目上画○

如果

1. 因为自己是日本人想回到日本生活

2. 想找自己的亲生父母

3. 要努力奋斗想从新开始新的生活

4. 为了子女的教育

5. 想在有高度文明的日本社会生活

6. 想在自由主义的国家里生活

7. (不想再受文革时代那样的第二次苦)

上↑ 感到在中国生活不稳定

下↓

8. 到了日本以后不管怎么样也能生活下去

(有日本政府给予的生活保护 (生活下去))

9. 其他 (要具体地地写一下)

身元引受人の斡旋について（孤児説明用）

第1 身元引受人制度について

- ① センター退所後、日本で生活していくために、身元引受人が必要であること。
- ② 身元引受人は、日本での生活について相談相手となってくれる人であること。
- ③ 身元引受人は、厚生省に登録している個人又は法人であること。
- ④ 身元引受人は、到着先受入準備のため、入所後2ヵ月内に紹介し決定すること。
- ⑤ 決定後は、身元引受人が辞退又は死亡しないかぎり変更はできないこと。
- ⑥ 身元引受人の引受期間は3年以内であること。

第2 心構えについて

- ① 身元引受人は、あなたたちに対する日本国内の良き理解者であること。
- ② したがって、物心両面にわたって要求するという行為は、厳に慎むこと。
- ③ 引き受けていただくという謙虚さを失わないこと。
- ④ 引き受けてくれる人がいるということに感謝しなければいけないこと。

第3 紹介について

- ① 紹介にあたって、一応あなたたちの希望や考えを聴取します。
- ② ただし、日本国内の事情等により、あなたたちの希望や考えどおりにはならないこともあること。
- ③ 大切なことは、働いて収入を得て、自分達の力で生活するということ。
- ④ したがって、あなたたちが自立しやすい引受人を紹介することとなります。
- ⑤ 日本語は、働きながら覚えられること。したがって、まず、生活の基礎を整えることを第一に考えること。

关于介绍身元引受人的事项

第一 关于身元引受人的制度

1. 离开センター以后，为了在日本生活，必须要有身元引受人。
2. 身元引受人是你在日本生活，有事情可以进行商量的人。
- ③. 身元引受人是在厚生省登记了的个人或法人。
4. 身元引受人，为了在定居地作好接受准备工作，在你们入所两个月以内要通过介绍作出决定。
5. 身元引受人决定之后，只要本人不辞职或在不死亡的情况下就不能变更。
6. 身元引受人的关照期限为3年。

第二 思想准备

1. 身元引受人是在日本国内对你们能够理解的人。
2. 从而你们不要提出物资和精神上的要求。
3. 在接受别人的照应时要虚心。
4. 对于有人能给你照顾，应该表示感谢。

第三 关于介绍

1. 在介绍时听取你们的大体的希望和想法。
2. 但是根据日本国内的情况，也可能达不到你们的希望。
3. 主要的是要依靠劳动所得，依靠自己的力量来生活。
4. 从而为了有利于你们达到自立，所以给你们介绍身元引受人。
- ⑤. 应该在工作当中学好日语，因此首先要考虑的是应该把生活的基础打好。



日本に帰国(在目的)

[例] ① 自分は日本人だから

2. 日本^(自由主義社会)の文化的生活に憧れていた。

3 中国の生活に不安を感じているから

④ 子供の教育のため

5 人生をやり直したいから

6 日本へ行くと何人かいる

7 土地

⑧ 親をたがはる

2 - 是 中国の政策がいつ変わるか分らず、それ
いれぬところ時代が来たから知れぬから

4 - 是 子供の将来に可能性が不足しているから
日本だと

7 - 日本では生活保護制度が不足しているから

8 - 将来の中国の経済成長に金を使っているから

你们决定在日本定居，下述一些想法中，如果有和自己符合的，就请在该项目上划O。

1. 因为自己是日本人，所以想回到日本来生活。
2. 想找自己的亲生父母。
3. 想要努力工作，从新开始过新的生活。
4. 为了子女的教育。
5. 想在高度文明的日本社会里生活。
6. 想在自由主义的国家里生活。
7. 感到在中国生活不稳定。
(不想再受“文革”时代那样的第二次苦。)
8. 心想到了日本以后，不管怎么样也能活下去。
(有日本政府给与的生活保护。)
9. 其他(要具体地写一下。)

你们决定在日本定居，下述一些想法中，有
和自己符合的，就请在该项目上划0。

1. 因为自己是日本人，所以想回到日本来生活。

2. 想找自己的亲生父母。

3. 想要努力^{奋斗}，从新开始过新的生活。

4. 为了子女的教育。

5. 想在高度文明的日本社会^里生活下去。

6. 想在自由主义的国家里生活。

7. 感到在中国生活不稳定。

(不想再受“文革”时代那样的第二次苦。)

8. 到了日本以后，不管怎么样也能生活^{下去}去。

(有日本政府给予的生活保护。)^{过法}

9. 其他(要具体地写一下。)

(案)

川和組

秋山

入所者に対するバスの中での連絡事項

薬配布

◎ 歓迎のことば

◎ 〇 ある方が入るところは 中国帰国孤児生活促進センター
と言う。我々(先生方)はセンターと略称することに
多い。センターとは英語で"中心所"の意である

◎ センターは宿泊棟と^{物成}教育棟とに分かれている。

◎ 今日はこのから宿泊棟に向う。播種校舎が綺麗

◎ 宿泊棟は建てばかりである。壁などが乾いておらず、
建物周囲の整備も終わっていない。全体に
傷がつかないように、荷物の持ち運びなどの際
は注意すること。
修繕時の木材材料を回収する
把行李搬进去的时候

◎ ある方は毎日(休業日以外)歩いて通学することになる。
歩き去る

◎ 宿泊棟と教育棟の間は歩いて30分位である

◎ センターの学習期間は4ヵ月である。来年度末
終了。
1987年。

◎ ある方は第18期生である (4, 女)

◎ 18期生は2929家世帯119119人の予定である

◎ 来年度2月には第19期生が入所する。LT2が、2
月以降は18期、19期の学員が合計約250
名 共同生活することになる。

◎ 授業の正式開始は ^遅 12月15日です。

◎ 食事は平日は

朝食は 宿舎で自炊 自炊室

昼食は 教養棟で弁当支給給食

夕食は 宿舎で給食

休日(日曜日と祝祭日)は 三食共宿舎で自炊

◎ 食費は毎週支給です 一定の額

◎ 本日入所後以下の説明をします。で全員参加のこと

ガスコンロ、湯沸器の使い方 断水・水害

水洗便所 の 使い方

① 暖房機 の 使い方 ^機 暖房機 点検済み

② 開門、閉門の時間と機械警備の関係

入浴の時間と入り

ゴミの処理の仕方

消灯時間 关灯

買い物をする際の商店の案内(一人一人で可)

◎ 授業は昨日から始まりましたが、明日以降も土曜日です

の1) ^概 面接調査 外出禁止

(面接調査) (家族ごと、725分けの資料)

健康調査 (保健婦による問診)

教材の支給 分配

照、外国人登録、記録等の為の写真撮影 ^{時限的}

私の管理人は

公証書、パスポート等の提出

何となく 他にもいろいろ予定があるので、外泊してはいけない (9:00 ~ 17:00)

① 調査表を明日午前10時までには必ず記入の上、一人一枚。文字が書ける人の代筆可

② センターは集団生活の場である。規律を守ること。これは定住後にも必ず。違反者は所長命令で退所してもらう。

③ 交通規則を守る 最近死亡事故あり
歩道上歩く。(歩道の無い所は人行右側)
青信号で渡る
車道を横切らない
日本の車は警笛は鳴さない

④ 喧嘩しない 皆仲よく、火気に注意

炊事場、暖房

タバコ くれ之タバコをしない、ゴミ箱にまで行く

⑤ 上履 下履の厳禁を区別

⑥ 食器は所定の場所には、当日中には必ず返す

⑦ 窓から物土下らない

⑧ 洗濯場所、物干場

④ 食費や教材の受領その他に印鑑が必要。
印は人が背手。

バスの中の説明でつけ加えること

○ 各自の部屋で少し休息した後、夕食を喰べます。“弁飯”の放送を聴いたら、一階の受付で“飯票”を受け取り、弁当と交換します。弁当は自室に持ち帰って家族ごとに食べます。

食べ終わったら、弁当のふたをきちんと閉めてから整理をして、弁当を受け取った場所へ返レに行きます。

この後でいろいろなお知らせがありまゝかゝ放送があるまで部屋で待っていて下さい。

○ 説明は午後9時15分頃から始まる予定です。

○ 2日目 資料なし。不要隨便到門外去

中国帰国孤児生活実態調査の結果

(昭和61年2月1日調査)

厚生省援護局

1 調査対象孤児

- (1) この調査は、日中国交正常化（昭和47年9月）以後、昭和60年12月末までに永住の目的をもって帰国した260世帯のうち回答のあった234世帯（孤児男129人、女105人）について、帰国後の生活状況等を昭和61年2月1日現在で調査したものである。
- (2) 帰国した孤児は、中国東北地区から帰国した者がほとんど（89.7%）である。また、年齢は40歳から53歳（40歳代が89.7%）となっている。

なお、孤児の平均年齢は44.9歳である。

2 家族構成

帰国した孤児世帯（234世帯1,030人）の家族構成の状況は次のとおりで、1世帯当りの平均人数は4.4人となっている。

なお、養父又は養母と同居しているものは7世帯（全体の3.0%）である。

（家族構成）

区 分	世 帯 数	割 合
単 身（孤児本人のみ）	8	3.4%
孤児本人+配偶者	7	3.0
孤児本人+配偶者+子供	187	79.9
（うち子供 1人）	19	8.1
2～3人）	134	57.3
4～5人）	31	13.2
6～7人）	3	1.3
孤児本人+配偶者+子供+養親	7	3.0
孤児本人+配偶者+子供+子供の配偶者	1	0.4
孤児本人+配偶者+子供+子供の配偶者+孫	2	0.9

区 分	世 帯 数	割 合
孤児本人 + 子供	20	8.6%
（うち子供 1人）	6	2.6
（ 2～3人）	14	6.0
孤児本人 + 子供 + 子供の配偶者	1	0.4
孤児本人 + 子供 + 子供の配偶者 + 孫	1	0.4
計	234	100

(注) 子供のうちには養子を含む。

3 住居の状況

(1) 住居の状況は次のとおりで、公営住宅に入居している者（76.9%）が多い。そのうち、約半数（44.5%）が手続きから1か月未満で入居している。

なお、居住地を都道府県別にみると、東京都には全体の27.8%と最も多く、次いで神奈川県及び大阪府に5.6%、埼玉県及び兵庫県に5.1%の孤児世帯がそれぞれ居住している。

(住 居 の 状 況)

区 分	世 帯 数	割 合
公 営 住 宅	180	76.9%
民間の借間、借家	24	10.3
自 家	13	5.5
社 宅、寮	10	4.3
親 族 と 同 居	2	0.9
社 会 福 祉 施 設	1	0.4
そ の 他	4	1.7
計	234	100

4 就労状況

- (1) 就労の状況は次のとおりで、孤児本人のうち就労している者の割合は、男性の69.0%、女性の48.6%である。

(就 労 状 況)

区 分	全体の割合	男性の割合	女性の割合
就労している	59.8%	69.0%	48.6%
以前就労したことがある	9.0	9.3	8.6
就労したことがない	31.2	21.7	42.8

就労している者のうち約半数は、帰国から6ヶ月未満の間に就労している。また、帰国後最初に就いた職業を続けている者は45.7%となっており、職業を変更している者は平均1.5回転職している。なお、最初の職業をやめた主な理由は「収入が少なかったから」（職業を変更している者の26.3%）、「仕事が適さなかったから」（同19.7%）となっている。

(帰国から就労までの所要期間)

区 分	全体の割合	男性の割合	女性の割合
帰国直後	12.1%	10.1%	15.7%
帰国から6ヶ月未満	40.0	39.3	41.2
6ヶ月以上1年未満	15.0	15.7	13.7
1年以上 2年未満	12.9	12.4	13.7
2年以上 3年未満	10.7	13.5	5.9
3年以上	9.3	9.0	9.8

(就労している家族の状況)

区 分	全体の割合	男性の割合	女性の割合
孤児のみ就労	18.8%	23.3%	13.3%
孤児+配偶者	23.5	26.4	20.0
孤児+配偶者+子	8.6	7.7	9.5
孤児+子	9.0	11.6	5.7
配偶者+子	2.1	0	4.8
配偶者のみ	3.0	1.6	4.8
子のみ	6.0	4.6	7.6
誰も就労していない	29.0	24.8	34.3

(2) 就労している者の職業は次のとおりで、工員が最も多い（就労している者の41.4%）。また、中国での技術を生かした職業の者（医師→鍼灸師、教員→中国語講師、印刷工→印刷工）もある。

なお、就労している者は調査時の職業について「満足している」（29.3%）、「まあ満足している」（42.1%）、「満足していない」（28.6%）となっており、満足していない者の理由としては、「収入が少ないから」（62.5%）が最も多い。

(職 業)

区 分	全体の割合	男性の割合	女性の割合
工 員	41.4%	43.8%	37.3%
事 務	18.6	21.4	13.7
労務作業（清掃員等）	7.2	6.8	7.8
飲食・販売店員	7.2	3.4	13.7
技能工（土木工、電気工等）	5.7	9.0	0
自営（中華料理店等）	5.7	4.5	7.8
調 理	3.6	2.2	5.9

区 分	全体の割合	男性の割合	女性の割合
会社役員	1.4%	1.1%	2.0%
通 訳	1.4	1.1	2.0
中国語講師	1.4	0	3.9
看護師、看護婦（見習含）	1.4	1.1	2.0
鍼灸師	0.7	1.1	0
その他	3.6	3.4	3.9
無回答	0.7	1.1	0

(3) 就労による収入は次のとおりで、3年以上就労している者ではほぼ3分の2が15万円以上の収入がある。

また、30万円以上の収入がある者は就労している者全体の4.3%となっている。

(就労による月収)

区 分	全体の割合	就労3年以上の者
10万円未満	23.5%	7.4%
10万円以上15万円未満	26.5	20.3
15万円以上20万円未満	24.3	31.5
20万円以上25万円未満	14.3	18.5
25万円以上30万円未満	2.8	5.6
30万円以上	4.3	5.6
無 回 答	4.3	11.1

(4) 就労したことがない者の不就労の理由は「日本語が十分できないから」が最も多く（41.1%）、次いで「病気のため」（19.2%）となっている。

(5) 就労している者に対して、仕事のあっせんまたは紹介を行ったのは「知人」（就労している者の25.0%）、「職業安定所」（同20.7%）、

「自分でみつけた」（同 18.6%）となっている。

また、帰国直後に仕事のあっせんまたは紹介を行っているのは「知人」（就労している者及び以前就労していた者の 24.2%）、「都道府県・市町村の職員」（21.1%）が多い。

(6) 孤児本人について、職業安定所に行ったことがある者は、孤児のうち男性 55.0%、女性 27.6%となっている。また、配偶者は 29.4%が行ったことがある。

(7) 孤児本人について、職業訓練校に入校したことがある者は、孤児のうち男性 28.7%、女性 9.5%となっている。また、配偶者は 5.4%が入校したことがある。

4の1 以前就労していた者の状況

(1) 帰国後最初に就いた職業は次のとおりで「工員」が最も多い（23.8%）。また、最初の仕事の勤務年数は1年未満が71.4%となっている。

(帰国後最初に就いた職業)

区 分	全体の割合	男性の割合	女性の割合
工 員	23.8%	41.7%	0%
労務作業（清掃員等）	19.1	16.7	22.2
飲食・販売店員	9.5	8.3	11.1
そ の 他	38.1	33.3	44.5
無 回 答	9.5	0	22.2

(2) 最初の仕事をやめた理由は、「収入が少なかったから」（19.0%）、「転居のため」（19.0%）となっている。また、今までに就労した回数は平均 1.4 回となっている。

なお、就労していない理由は、「できる仕事がないから」（23.8

%)、「病気のため」(19.0%)、「日本語が十分にできないから」(14.3%)となっている。

- (3) 今後就労したい職業は次のとおりで、「工員」が最も多い(23.8%)。また、就労に向けて「日本語の勉強」(23.8%)、「公共職業安定所に申請」(19.0%)、「資格・免許を取得するための勉強」(14.3%)を行っている。

なお、すぐにでも就労したいと考えている者が23.8%となっている。

(就労したい職業)

区 分	全体の割合	男性の割合	女性の割合
工 員	23.8%	25.0%	22.2%
労務作業(清掃員等)	9.5	8.3	11.1
自 営(中華料理店)	9.5	16.7	0
コンピューター技師	4.8	8.3	0
そ の 他	14.3	16.7	11.1
無 回 答	38.1	25.0	55.6

4の2 就労したことがない者の状況

- (1) 孤児が就労しない理由は「日本語が十分にできない」が最も多く(41.1%)、次いで「病気のため」(19.2%)となっている。

- (2) 今後、就労したい職業は次のとおりで「工員」が最も多い(9.6%)。また、就労に向けて「日本語の勉強」(46.6%)、「職業訓練校に通学」(16.4%)を行っている。

なお、すぐにでも就労したいと考えている者が23.3%となっている。

(就労したい職業)

区 分	全体の割合	男性の割合	女性の割合
工 員	9.6%	14.3%	6.7%
技能工(電気工等)	5.5	10.7	2.2
軽 作 業	5.5	7.1	4.4
な ん で も 可	5.5	0	8.9
そ の 他	30.1	21.5	35.6
無 回 答	43.8	46.4	42.2

5 孤児の子供の就学等状況

孤児の子供の年齢は、16歳以上の者が56.8%で、学齡児に相当する6歳から15歳の子供は、全体の42.1%となっている。

(子供の就学等状況)

区 分	割 合
幼稚園・保育所	0.5%
小学校(6歳~16歳)	22.4
中学校(12歳~21歳)	34.6
高 校(15歳~22歳)	13.4
専門・各種学校等	1.0
大 学	0.5
職 業 訓 練 校	0.2
就 労	14.4
無 就 労 ・ 無 就 学	9.2
そ の 他	1.2
無 回 答	2.6

6 日本語の習得状況

- (1) 帰国前、中国において日本語の勉強をしていた孤児は、全体の18.0%で、孤児の配偶者のうち日本語の勉強をしていた者は、全体の9.8%となっている。

(帰国前の日本語の勉強状況)

区 分	勉強していた	勉強していなかった	無 回 答
孤 児 本 人	18.0 %	82.0 %	0 %
配 偶 者	9.8	79.4	10.8

(帰国年度別にみる帰国前の日本語の勉強状況)

区 分	全 体	58年度以前	59年度	60年度
勉強していた	18.0 %	17.5 %	9.4 %	32.0 %
勉強していなかった	82.0	82.5	90.6	68.0

- (2) 帰国後1年で、約半数の孤児が買物や交通機関の利用及び郵便局・銀行等において日本語での会話により自分1人で用事を済ませることができるようになっている。

(買物、交通機関、銀行・郵便局の利用が日本語でできるようになるまでの所要時間)

所 要 期 間	全 体	帰 国 前 勉 強 して いた	帰 国 前 勉 強 して いた け っ こ
センター修了直後	2.1 %	4.8 %	1.6 %
6 カ 月 未 満	25.6	47.7	20.8
6カ月以上1年未満	18.4	23.8	17.2
1年以上2年未満	22.7	7.1	26.0
2 年 以 上	18.4	7.1	20.9
まだできない	12.8	9.5	13.5

(3) 調査時の日本語の理解度をみると「買物に不自由しない程度の会話ができる」(25.6%)、「職場の人と仕事の話ができる」(19.2%)、「片言のあいさつ程度」(18.4%)の順となっている。

また、配偶者の理解度は、「片言のあいさつ程度」(31.9%)、「買物に不自由しない程度の会話ができる」(26.5%)、「職場の人と仕事の話ができる」(12.7%)の順となっている。

(4) 日本語の勉強方法としては、孤児本人及び配偶者は、「家庭で独学」(31.7%)、「日本語教室」(24.9%)が多く、子供は70.4%が小～高等学校で勉強している。

7 親族との関係

帰国した孤児世帯のほとんどは親族とよく交際(67.9%)しており、交際していない世帯の主は理由は「親族が近くにいないから」(32.9%)、「親族とのトラブル」(13.7%)、「日本語ができないから」(11.0%)となっている。

(親族との交際)

区 分	割 合
交 際 し て い る	67.9%
あまり交際していない	20.1
交 際 し て い な い	11.1
無 回 答	0.9

8 生活保護の適用状況

帰国時はほとんどの世帯（94.0%）が生活保護を受けていたが、帰国後3～4年で半数以上の世帯が生活保護から脱却している。

（生活保護の適用状況）

区 分	世帯数	割 合
現在受けている世帯	101	43.2%
以前は受けていたが現在受けていない世帯	119	50.8
全く受けていない世帯	11	4.7
無 回 答	3	1.3
計	234	100

（生活保護適用期間）

・ 現在受けている世帯

区 分	世帯数	割 合	全体(234世帯) に対する割合
5 年 以 上	21	20.8%	9.0%
4年以上 5年未満	8	7.9	3.4
3年以上 4年未満	13	12.9	5.6
2年以上 3年未満	13	12.9	5.6
2 年 未 満	46	45.5	19.6
計	101	100	43.2

・ 以前受けていた世帯

区 分	世帯数	割 合	全体(234世帯) に対する割合
5 年 以 上	5	4.2%	2.1%
4年以上 5年未満	7	5.9	3.0
3年以上 4年未満	12	10.1	5.1
2年以上 3年未満	17	14.3	7.3
2 年 未 満	78	65.5	33.3
計	119	100	50.8

(帰国後の経過期間毎にみる生活保護適用状況)

区 分	帰国世帯	保護世帯	割 合
帰国後 1 年 未 満	234	220	94.0 %
1年以上 2年未満	203	140	70.9
2年以上 3年未満	168	96	57.1
3年以上 4年未満	141	66	46.8
4年以上 5年未満	113	41	36.3
5 年 以 上	97	26	26.8

9 中国に残っている家族の状況

(1) 帰国した世帯の53.4%の孤児が中国に家族を残している。残している家族は、養父母（養父又は養母のみを含む。）が最も多く（家族を残した者の84.0%）、次いで子供（同20.0%）、配偶者（同4.8%）となっている。（重複あり）

(残っている家族の状況)

区 分	世帯数	割 合
養 父 母 - の み	37	29.6 %
養 父 の み	18	14.4
養 母 の み	44	35.2
養 父 母 + 子 供	1	0.8
養 父 + 子 供	1	0.8
養母+配偶者+子供	3	2.4
養 母 + 子 供	1	0.8
配 偶 者 + 子 供	2	1.6
配 偶 者 の み	1	0.8
子 供 の み	17	13.6
計	125	100

(2) 養父母との交際については、「文通」が多く（養父母が残っている者の72.4%）、次いで「中国へ里帰り」（同25.7%）、「基金の招待で訪日」（同25.7%）となっている。（重複あり）

(3) 養父母の生活状況は、「養父母自身の年金収入で生活している」が最も多く（養父母の42.9%）、次いで「中国に残る親族等が扶養」（29.5%）、「孤児からの仕送り」（同29.5%）となっている。（重複あり）

なお、孤児が仕送りしている額は年額3万円～6万円程度が多い。

（養父母の生活状況） （重複あり）

区 分	割 合
就 労 収 入	5.7 %
年 金 収 入	42.9
親 族 等 が 扶 養	29.5
孤 児 か ら の 仕 送 り	29.5
そ の 他	8.6

10 帰国後の生活について

(1) 調査時の生活状況は、「どちらともいえない」（33.3%）、「やや苦しい」（29.9%）、「やや余裕がある」（15.8%）となっている。

また、中国に比べて生活状況は、「やや楽になった」（28.6%）、「変わらない」（26.5%）となっている。

(2) 帰国後の感想は「よかった」が多く（60.2%）、「まあよかった」（17.9%）、「どちらともいえない」（16.7%）となっている。

なお、「よかった」という者のうち、37.6%は理由として「祖国だから（祖国に帰れたから）」をあげており、また、「やや後悔または後悔している」（3.9%）という者は、その理由として「日本語がで

きない」、「生活習慣の違い」、「老後に不安がある」等をあげている。

(帰国後の感想)

区 分	割 合
よ か っ た	60.2%
ま あ よ か っ た	17.9
どちらともいえない	16.7
やや後悔している	3.0
後悔している	0.9
無 回 答	1.3

中国帰国孤児の生活実態調査結果の要旨について

昭和61年9月12日

この調査は、日中国交正常化（昭和47年9月）以後、昭和60年12月末までに国費により永住帰国した孤児260世帯を対象に昭和61年2月1日現在で調査し、回答のあった234世帯の状況をまとめたものである。調査結果の要旨は、次のとおりである。

1 家族構成

234世帯の家族総数は、1,030人であり、1世帯当りの平均人数は、4.4人となっている。

2 住居の状況

公営住宅に入居している世帯が76.9%を占めており、また、居住地を都道府県別にみると、東京都が全体の27.8%と最も多く、次いで神奈川県及び大阪府が5.6%となっている。

3 就労状況

(1) 調査時に就労している孤児は、全体の59.8%であり、そのうち67.1%は、帰国後1年未満で就労している。また、帰国後最初に就いた職業を続けている者は、就労している孤児の45.7%であり、職業を変更している者の転職回数は、平均1.5回となっている。

なお、就労している孤児に仕事のあっせん・紹介を行った者は、「知人」が25.0%、「職業安定所」が20.7%、「自分でみつけた」が18.6%となっている。

(2) 就労している孤児の職業は多岐に渡っているが、その中では「工員」が41.4%と最も多い。また、就労による月収は、10～20万円が多く、3年以上就労している者では、ほぼ3分の2が15万円以上の収入がある。

なお、就労している孤児のうち71.4%が調査時の職業について満足しているが、満足していない者のうち62.5%が「収入が少ない」ことを理由にあげている。

(3) 調査時に就労していない孤児についてみると、「以前就労したことがある者」が全体の9.0%、「まったく就労したことがない者」が全体の31.2%となっており、これらの者は、就労していない理由として「日本語が十分にできない」、「病気のため」、「できる仕事がない」をあげている。

なお、就労していない孤児の4分の1に当たる者が「すぐにでも就労したい」と考えており、就労に向けて「日本語の勉強」、「職業訓練校に通学」等を行っている。

4 日本語の習得状況

孤児のうち、46.1%は、帰国後1年で日本語により買物、交通機関、郵便局、銀行の利用ができるようになっている。

また、孤児本人の日本語の理解度をみると、「買物に不自由しない程度の会話ができる」が25.6%、「職場の人と仕事の話ができる」が19.2%となっている一方、配偶者の場合には「片言のあいさつ程度」が31.9%、「買物に不自由しない程度の会話ができる」が26.5%となっている。

なお、昭和60年度の帰国者の32.0%が、帰国前、中国において日本語の勉強をしていた。

5 生活保護の適用状況

調査時に生活保護を受給している世帯は全体の43.2%であり、帰国時は、94.0%が生活保護を受給していたが、帰国後おおむね3年で約半数の世帯が生活保護から脱却している。なお、5年以上の長期受給者が9.0%となっている。

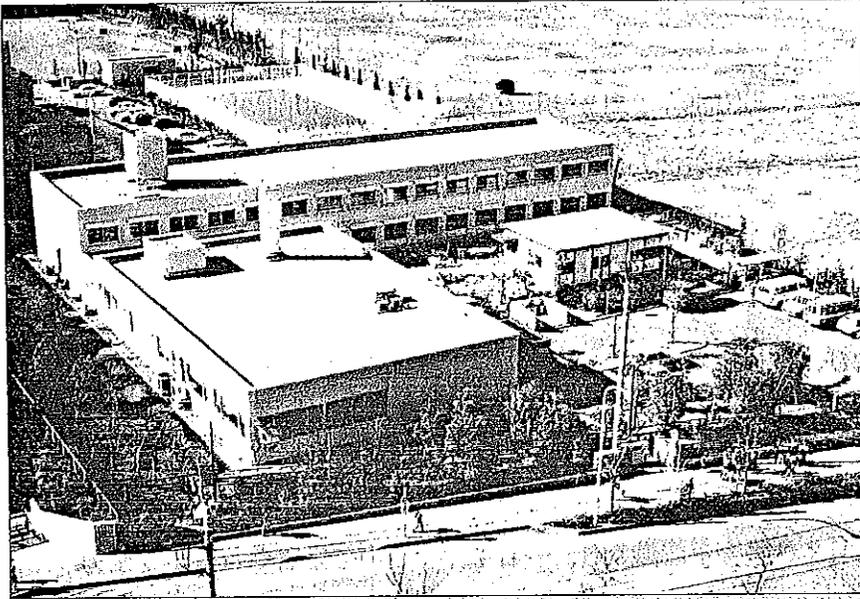
6 帰国後の感想

全体の78.1%が帰国して「よかった」というっており、「やや後悔または後悔している」者は、3.9%で、その理由として「日本語ができない」、「生活習慣の違い」、「老後に不安がある」をあげている。

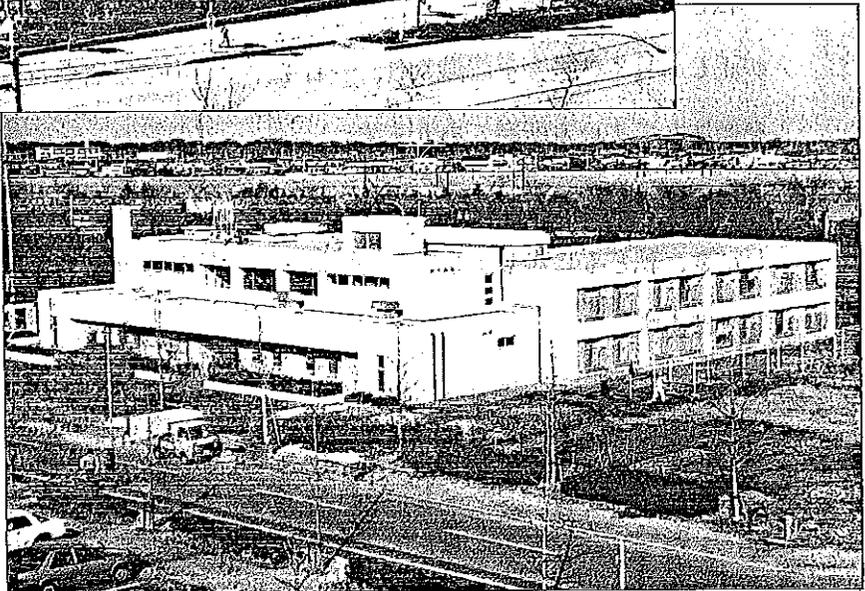
財団法人 中国残留孤児援護基金

中国帰国孤児定着促進センター

ごあんない



研修棟



宿泊棟

研修棟 〒359 埼玉県所沢市並木6丁目4番2号
電話 0429-95-5317

宿泊棟 〒359 埼玉県所沢市並木4丁目1番地
電話 0429-98-4615

毎月6日。(休日の場合前日)

前月1日～1ヶ月

一食物用

ごあいさつ

当基金は中国残留孤児の援護を目的として昭和58年4月に設立された財団法人です。

当基金では、昭和59年2月から国の施設である「中国帰国孤児定着促進センター」の運営を国から委託され、中国から帰国した孤児とその家族に対して、日本での適応を促進するため日本語教育、生活指導及び生活の世話を行っております。

このたび、国はおおぜいの孤児の帰国に備えるために同センターに新たに宿泊棟を建設し、受入能力を大幅に拡充いたしました。

私どもは今後一層の努力によって帰国された孤児とその家族の皆さんが正しく日本の社会を認識され、一日も早く自力で定着されるよう全力を傾注してまいり所存であります。

各方面の皆様におかれましては、孤児やその家族に暖かい御理解をいただき、私どもに対しましても御鞭撻、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

昭和61年12月15日

財団法人 中国残留孤児援護基金

理事長 高木 玄

施設の概要

1 施設規模

(1) 研修棟 (一部 2 階建)	敷地面積	4,000.00m ²
	建築面積	1,184.98m ²
	建物延面積	1,835.26m ²
(2) 宿泊棟 (2 階建)	敷地面積	3,736.00m ²
	建築面積	1,018.51m ²
	建物延面積	1,868.09m ²

2 施設内容

(1) 研修棟 小教室 8 室、大教室 12 室

事務室等

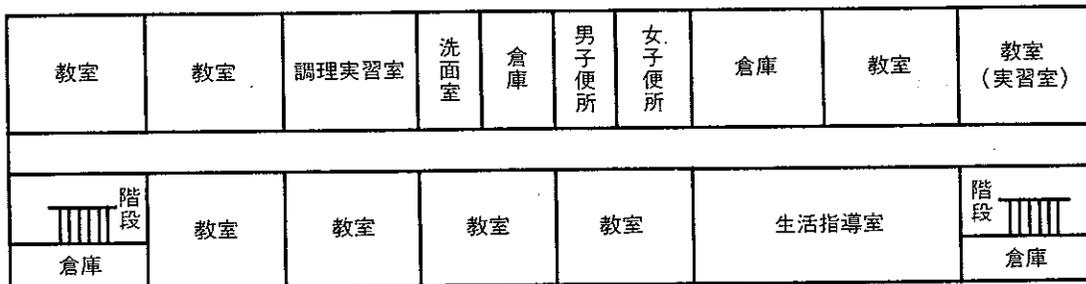
(2) 宿泊棟 居室 60 室

[4.5 畳 4 室、6 畳 40 室 (2 段ベッド付)
8 畳 16 室 (2 段ベッド付)]

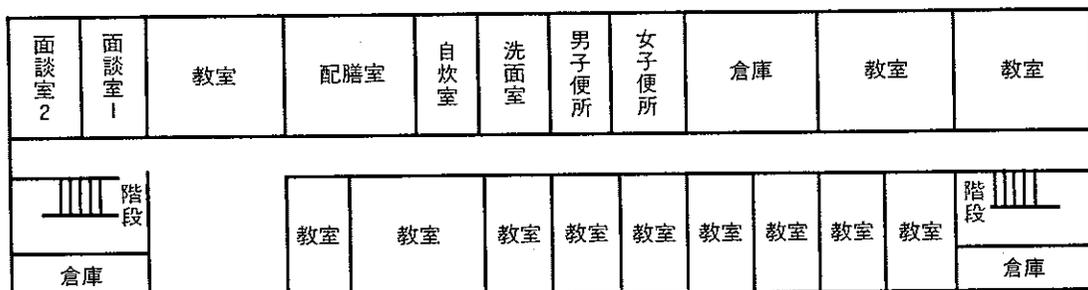
浴場等衛生設備

自炊室

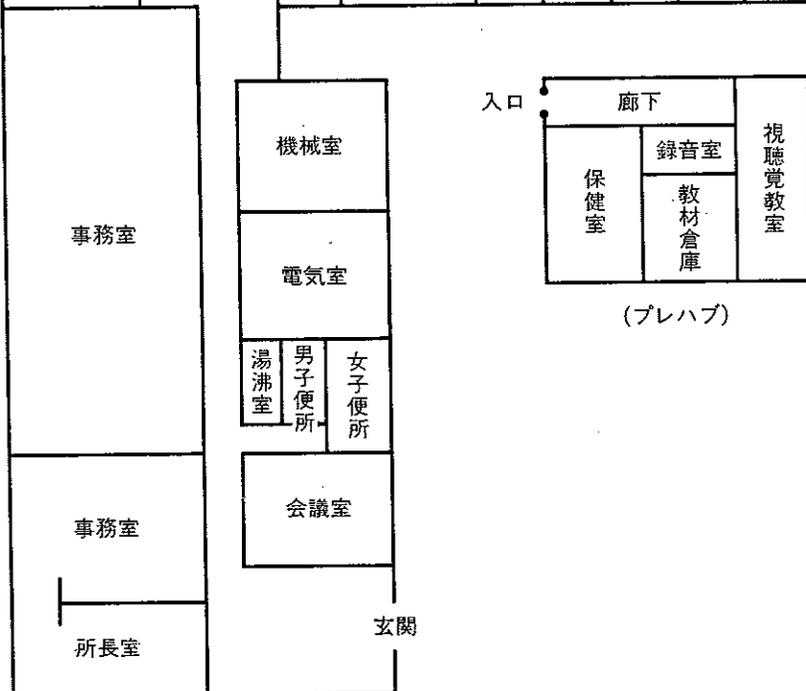
■ 研修棟平面図



2階



1階



センターの教育

センターの教育の目的と性格

当センターの教育は、入所者に日本の社会に適応するために必要な基礎的知識や技能を身に付けさせることを目的とした、一種の適応教育です。

中国帰国者が日本の生活に適応するには、現実の生活の中でかなり長い適応過程を経なければなりません。その間には、小さな失敗を繰り返すことにもなるでしょう。当センターの教育は、そのような現実生活に入る前の段階の予備的集中教育という性格も併せ持っています。

教育の内容

当センターの教育は、生活指導と日本語指導とから成り立っています。生活指導と日本語指導はともに緊密な連携をとり、全体として「適応教育」と呼ぶにふさわしい内容になるよう努力しています。

【生活指導の内容】

・日常生活行動の知識

買い物、交通機関の利用、銀行・郵便局の利用、子供の教育、住まい、市役所等公共機関のサービス、病気等緊急時の対処等

・異文化（日本の生活）への対応

トラブル事例、対人関係、日本人の行動様式・思考法・感情表現、適応のプロセス等

・職業

日本の職制、職探し、公共職業安定所・職業訓練校等公共機関のサービス等

・風俗習慣・社会常識

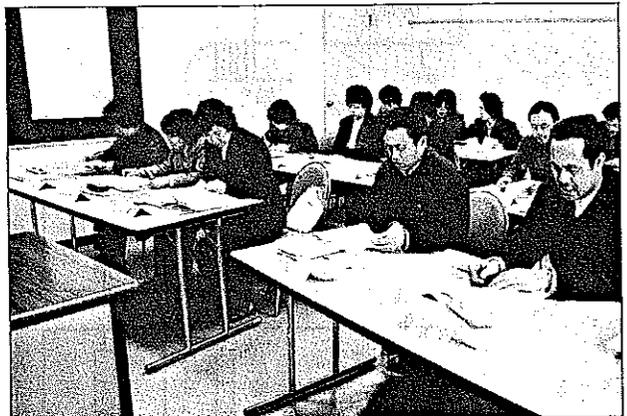
マナー、衣食住、冠婚葬祭、家族制度、社会のしくみ等

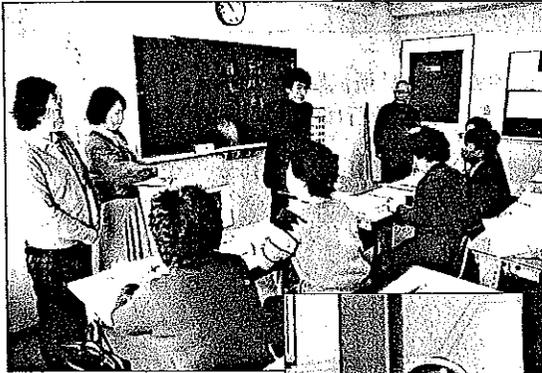
・保健衛生

身体衛生、精神衛生

・学校生活のガイダンス

(小中学生対象)





【日本語指導の内容】

- ・日常生活場面での表現

挨拶、買い物、道を尋ねる、交通機関の利用、病気、電話、来客・訪問、面接、銀行・郵便局、子供の学校との連絡等

- ・職場での表現

礼を述べる、謝る、質問する、教えを乞う、誘いを断る、物を借りる・返す、指示を受ける、伝言する、受ける、報告する、許可を求める等

- ・日常生活の話題に関する表現

自分の履歴、家族、故郷、趣味、中国事情、将来の希望等

- ・学科の学習に伴う表現（小中学生対象）

算数(数学)、理科、社会、国語等

- ・その他

発音、ひらがな、カタカナ、漢字、基礎文法、基本語彙

【授業時間】

09:15

午前3時限

12:05

(土曜日は午前中)

13:00

午後3時限

15:50

(注) 1時限…50分 休憩時間…10分

中国帰国孤児定着促進センター

- 利用交通機関**
- **研修棟** 西武新宿線または西武池袋線「所沢駅」西口下車
バス①番乗場で「並木通り団地行」に乗車、「秩父学園入口」で下車
 - **宿泊棟** 西武新宿線「新所沢駅」東口下車 徒歩約15分



財団法人 **中国残留孤児援護基金**

本部事務局 〒105 東京都港区虎ノ門1丁目5番8号 オフィス虎ノ門1ビル
 電話 03-501-1050(代)

中国帰国孤児定着促進センター 〒359 埼玉県所沢市並木6丁目4番2号 電話 0429-95-5317(代)